

お客さま各位

新潟県信用組合

キャッシュカードによる ATM 現金出金限度額の引下げのお知らせ (カード詐欺被害防止対策)

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

お客さまにおかれましてもご承知のことと存じますが、昨今、警察、銀行協会、金融機関職員等を名乗り、言葉巧みに暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取り、ATM から現金を引出す「カード手交型詐欺」、「カードすり替え型詐欺」等のカード詐欺被害がご年配のお客さまを中心に多く発生しています。

当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、キャッシュカードによる ATM での現金出金限度額の引下げを実施させていただくこととしました。

お客さまには、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま	70 歳以上で、3 年以上キャッシュカードによる ATM での「お引出し」のお取引のないお客さま。
2. 現金出金限度額引下げの内容	1 日あたりの ATM での現金出金限度額を 10 万円に引下げさせていただきます。
3. 実施日	令和 3 年 4 月 1 日 (木) より
4. 対象となるお客さまで現金出金限度額の変更をご希望される場合	お手数をおかけいたしますが、キャッシュカードと本人確認書類をご持参のうえ、当組合のお取引店の窓口にお申し出ください。 ご本人確認のうえ、現金出金限度額を変更させていただきます。

以上

お客さまへ

当組合職員が、お客さまの「キャッシュカード・ご印鑑をお預かりすること」、「キャッシュカードの暗証番号をお尋ねすること」はございません。

当組合職員を名乗る人物から「キャッシュカードやご印鑑を預けてください」、「暗証番号をお聞かせください」と言われた場合、すぐに警察または取引店にご相談ください。



新潟県信用組合